

2・7 米国等におけるアジア型マイマイガ規制

1. AGM 検疫規制の概要

平成 19(2007)年 6 月 1 日より導入されたアジア型マイマイガ(Asian Gypsy Moth:AGM)検疫規制では、わが国を出港し、米国またはカナダに入港する船舶のうち、次の①、②の両方に当てはまる船舶については、入港前に米国当局(Customs Border Protection(CBP)またはカナダ当局(Canadian Food Inspection Agency(CFIA))による沖合検査を受検することが求められている。

- ① 米国またはカナダにおけるハイリスク期間(AGMの卵が孵化可能な時期:表－①参照)に入港する船舶
- ② 当年および前年において、わが国のハイリスク港にハイリスク期間(AGM成虫の活動時期:表－②参照)中に入港した実績のある船舶

ただし、わが国の検査機関(表－③参照)による AGM 不在証明書をあらかじめ取得している船舶については、沖合検査を受けずに入港することが認められ、着岸後に検査が実施される。

なお、AGM不在証明書は、本邦最終港出港前に取得すればよく、必ずしもハイリスク港において取得する必要はないが、同証明書取得後にハイリスク期間中のハイリスク港に入港した場合は、再度証明書を取得しなければ沖合検査の対象となる。また、前年度のハイリスク期間中にハイリスク港に寄港した場合も同様の対応が求められる。

表－① 米国、カナダにおけるハイリスク期間

＜米国＞	地域	ハイリスク期間
五大湖、 プエルトリコ、 西海岸	カリフォルニア州	周年
	五大湖	3 月 1 日～9 月 30 日
	オレゴン州	3 月 1 日～9 月 30 日
	ワシントン州	3 月 1 日～9 月 30 日
	アラスカ州	4 月 1 日～8 月 31 日
	ハワイおよびプエルトリコ	なし
大西洋沿岸	バージニア州ノーフォーク以北	3 月 1 日～10 月 31 日
	バージニア州ノーフォークの南～ フロリダ州ジャクソンビルまで	3 月 1 日～11 月 30 日
	フロリダ州ジャクソンビル以南	周年
メキシコ湾沿岸	アラバマ州、フロリダ州、ルイジアナ州、 ミシシッピ州、テキサス州	周年
＜カナダ＞	地域	ハイリスク期間
	カナダ全土	3 月 1 日～10 月 15 日

表一② わが国のハイリスク港およびハイリスク期間

地 域	AGM飛翔期間
北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県	7月1日～9月30日
秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県	6月25日～9月15日
福井県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、 静岡県、愛知県、三重県	6月20日～8月20日
和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、 島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県 徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、 佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	6月1日～8月10日
沖縄県	5月25日～6月30日

表一③ AGM不在証明を発給する主な検査機関

日本海事検定協会
新日本検定協会
全日検
日本貨物検数協会
日本輸出自動車検査センター
日本穀物検定協会

(平成24(2012)年5月現在、20検査機関)

2. 北米植物防疫機構(NAPPO)地域基準

国際植物防疫条約(IPPC:International Plant Protection Convention)に基づき、北米地域においては米国、カナダおよびメキシコの3ヶ国をメンバーとする北米植物検疫機構(NAPPO: North American Plant Protection Organization)が設置されており、検疫に関する基準の策定など植物検疫上の地域的な協力活動等が行われている。

平成 20(2008)年 6 月、NAPPO のホームページ上で、AGM に関する植物検疫上のリスク管理に関する新たな地域基準案が公表された。同基準案は、北米地域への AGM の侵入・定着を最小化するためのリスク管理のガイドラインで、日本や韓国、中国、ロシア等の AGM 発生地域に寄港した船舶に対して、AGM 不在証明書の保持を要求し、不保持の場合には入港を拒否するというものであった。

当初、同基準案は平成 20(2008)年 10 月の NAPPO 総会での採択が見込まれていたが、対象国からの膨大なコメントがあったことから、同基準案の一部修正が行われ、平成 21(2009)年 8 月の NAPPO 執行委員会で採択された。

これにより、NAPPO 加盟国の米国、カナダおよびメキシコの3ヶ国は、それぞれ自国の植物検疫制度に反映する作業に入った。

米国とカナダは平成 24(2012)年 3 月 1 日に NAPPO 基準の完全施行を開始した。そして、メキシコは平成 25(2013)年からの完全施行を目標に、それまでの間は移行期間として、現行制度に NAPPO 地域基準を段階的に導入している。なお、メキシコでの規制はまだ開始されていない。

旧 AGM 規制と NAPPO 地域規制(完全施行)との比較

	旧 AGM 規制	NAPPO 地域基準(完全施行)
規制国・港湾	日本の一部の港湾の他、 中国北部・韓国の港湾	日本・ロシア・中国・韓国の全 ての港湾
検査対象	船舶	船舶・貨物
証明書がない場合	沖合い検査	入港拒否
証明書がある場合	着岸後検査	着岸後検査
証明書があり AGM 発見の場合	沖出しされ、清掃 清掃後、再検査 (少数の場合は現場での 撤去のみ)	NAPPO 地域外の海域への 退去 清掃後、再検査 AGM 発見が続けば当該地域 (日本)からの全ての船舶の入 港拒否

(3)その他の地域の動き

ニュージーランド:平成19(2007)年に設けられたAGM検査が平成24(2012)年より強化され、
平成26(2014)年からNAPPO基準に規制内容を合わせた。

チリ:平成26(2014)年2月21日からAGM規制導入。